

## 関係団体等からの御意見

氏名	佐渡裕(指揮者、兵庫県立芸術文化センター芸術監督)
----	---------------------------

### 1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。

意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>劇場等の運営には、地域の芸術文化の振興とともに、地域に開かれ、地域の振興や人々の交流、元気、まちの賑わいづくりなどの視点が必要である。</li> <li>劇場等は、ハード・ソフトの一体が重要である。芸術文化活動の拠点として、人的・財政的基盤の確立(県民の税金)が必要であり、その上で国の支援があって、舞台芸術が高まり広まる。公立ホールで言えば知事や市町村長の理解が大切である。</li> <li>文化振興の課題は、地域文化の振興である。今の舞台芸術は、恵まれすぎた東京一極集中が顕著で、地域間で大きな格差が生じている。</li> </ul>
-------	---

### 2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。

意見記載欄	<p>劇場や音楽堂等も含め、ホールと言われるものの中には、規模や性格、立地等が異なるものが多数含まれており、そこに期待する役割も人によって異なる。</p> <p>そうしたものを何か一律の「型」にはめ込むのではなく、それぞれが特性等を活かして、地域の芸術文化の振興やまちの活性化、人々の元気等に貢献できることを後押しするような制度であって欲しい。</p>
-------	--

### 3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>劇場の使命は、舞台芸術を通して豊かで優しい社会を作っていくことだと思う。子どもから高齢者まで、様々な地域の様々な人々が同じように舞台芸術に触れる機会を提供できる制度として欲しい。</li> <li>劇場を中心とした地域の芸術文化活動の評価に当たっては、一定の芸術的評価基準だけではなく、地域に応じた多様な評価基準があってしかるべきである。また、地域の芸術文化活動の振興には、国や自治体の役割が大きいことを基本に据えてほしい。</li> <li>そのためには、こうした制度を議論していることを広く一般に認知してもらい、議論に加わってもらうことが大切と考える。</li> </ul>
-------	--

### 4. その他(自由記述)

意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化活動の成果や効果を数値(金銭換算)で評価するのは難しい。効率性や合理性で評価することは一面近視眼的で危険でもあるが、来場者数などの数値で説明責任を果たすことはやはり重要である。</li> <li>兵庫県立芸術文化センターは、阪神・淡路大震災からの復興のシンボルとして立ち上がった。鎮魂の思いを胸に、「みんなの広場」として、街とともに育つ劇場として未来に向かっていきたい。</li> <li>劇場においては、芸術性の追求するもの(例:プロデュースオペラ)から舞台芸術の普及をめざすもの(例:ワンコインコンサート)まで、多彩なメニューを提供することが大切である。地域の多くの人々が自分の劇場と思い、リピーターとなって劇場を支え、ともに育っていくことが大切と考える。</li> </ul> <p>※ 参考資料添付あり</p>
-------	--

## I 今後（平成 23 年度～）の取り組み ～基本的な考え方～

開館記念期間（H17～H19 の 3 年間）のスタートダッシュの成功（到達点）を継続しながら 5 周年を迎え、経済情勢の長期停滞の中においても、公演入場者数 250 万人を達成（県政 10 大ニュース）するなど好調さを維持。県民（ファン）の熱い支持を得ながら新たな試みに挑戦し続け、兵庫が誇る本格的な舞台芸術劇場として存在感を県内外にアピールしてきた。

平成 23 年度においても、<sup>①</sup>県民の幅広い期待に応えるため、6 シーズンの実績を踏まえた魅力あるラインナップ（主催公演 300 本超）を提供し、<sup>②</sup>地域の賑わいづくり（地域振興）、<sup>③</sup>人々の元気アップ（健康福祉）・交流に貢献するとともに、<sup>④</sup>県内ホールとのネットワークによる活動展開等も図りながら、芸術文化立県ひょうご、舞台芸術を通じて県民が質の高い生活ができる生活先進の兵庫の一翼を担っていく。

開館 10 周年に向け、県の行財政構造改革推進の中にあっても、<sup>①</sup>長期的な県収支フレーム（予算）をベースに『自立』（律）経営（収支バランス）と<sup>②</sup>地域の人々・国内劇場・世界のアーティストとの『連携』により事業の質・量を維持し安定運営の基盤を固めながら、特色発揮と安全・安心な施設運営を推進→広域的展開を牽引する役割を目指したい。

### 【開館 10 周年に向けた展開（目指すもの）】

- ① 舞台芸術の創造・発信に挑戦し続けて多くの県民（ファン）の誇りとなりたい
- ② まちづくりの一翼を担い、地域の魅力と賑わいづくりに貢献したい
- ③ お客様（県民）とともに成長し続けたい ～多彩なプログラムの体験により高まる鑑賞力～
- ④ 安全・安心、快適性を支える施設の良好な管理運営を続けたい

### 事業展開の基本コンセプト

- ① 多彩な舞台芸術の『創造・発信』
- ② 芸術性豊かなものから親近感に富むものまで『幅広いニーズ』に応える上演
- ③ 舞台芸術の『普及』・県民の創造活動の支援

## II ラインナップの考え方

### 1 芸術文化センター自主企画制作（芸術性、創造性発揮）

#### (1) 芸術監督プロデュースオペラ

ア 佐渡芸術監督就任 10 年目の節目を迎え（H14. 4～）、芸術文化センター成功のシンボル・原動力ともいえる「プロデュースオペラ」の路線を長期公演計画を策定し継続

- ① 親しみやすい古典名作をわかりやすくかつ挑戦的な新制作上演継続
- ② 国内制作としてトップレベルで国際的にも通用
- ③ 全国的にも例のない長期公演の定着でオペラファン（人口）の伸長（フェスティバル化）

イ 2 年連続（H21・22）東京公演の成功を踏まえ、<sup>①</sup>長期公演計画の策定、<sup>②</sup>新たに県内巡回公演（ネーミングライツ財源活用）の検討

#### (2) 新たなファンを獲得する演劇系年間ラインナップ（路線の定着—中ホールの特性発揮）

ア 3 つの柱

- ① 芸術文化センター独自・プロデュース企画
- ② 実績のある劇場・劇団等との提携・共同企画
- ③ 幅広いファンにアピールするエンターテインメント性のある作品等の招聘、提携

イ 特色

- ① 関西圏の劇場で実現しにくい演目（新国立劇場「焼肉ドラゴン」「勅使川原三郎作品」等）\* 東京→関西公演実現、コテンボリ舞台
- ② 毎年同時期の定番公演により劇場としての安定感、認知度向上（「万作萬斎狂言」「茂山狂言会」「剣幸シアターコンサート」等）
- ③ 幅広い年齢層に支持される魅力的な作品を演技力に優れ集客力のあるキャストにより上演（「白石加代子の百物語」、中村獅童・中谷美紀主演作品等）
- ④ 良質なエンターテインメント作品（「停電の夜にⅡ」等 劇団四季・阪急東宝（宝塚）人脈等活用作品）
- ⑤ 新県民参加型ミュージカルⅡ（謝珠栄新作「神戸希望の坂」（仮題）制作開始



H23 プロデュースオペラ「こうもり」



「ろうそく能」

### (3) 『フレッシュでインターナショナル』な楽団（PAC）の魅力存分に発揮する多彩な活動

- ① 毎年国際オーディションによる新メンバー加入によりフレッシュさを継続するとともにアンサンブルの魅力を向上
- ② 佐渡芸術監督指揮により始まる 9 月からの新シーズン頭初に、PAC ミュージックフェスティバル（トレーニング・キャンプ）企画検討 <sup>①</sup>アカデミー機能の充実強化 <sup>②</sup>県内ホールと連携し音楽文化普及（パート集中練習公開→披露演奏等）
- ③ 国内では例のない定期演奏会全 3 公演（同一プロ・会場）を継続展開、オーケストラの醍醐味を存分に味わえる多数のレパートリーを提供
- ④ 「わくわくオーケストラ教室」、県内公演やアウトリーチ活動の充実等による普及活動展開



第 33 回定期演奏会



スーパーキッズオーケストラ（佐用町）

## 2 幅広いニーズに応える上演、世界・日本級の質の高い様々な舞台芸術を招聘・提供（期待感醸成）

- (1) 良質で親しみやすい多彩なメニューを幅広く数多く準備（選べる楽しみ）
- (2) 兵庫・関西ゆかりの若手アーティスト、世界から将来有望な人材を起用・活用→オリジナル企画で舞台の楽しみを広める。

### 舞台の楽しみを広げる『シリーズ企画』の充実

幅広い県民・ファンの支持を獲得し、専門スタッフを擁するセンターならではの特色ある『シリーズ企画』の充実。“マイナー”な分野や若手音楽家の紹介などを含め、<sup>①</sup>多彩な舞台の魅力発信、<sup>②</sup>低額で良質のプログラム→<sup>③</sup>日常生活に豊かさ・潤いを提供

- ① 世界音楽図鑑（アジアや世界の音楽・ダンスを集めた「ワールド・ミュージック」シリーズ）
- ② 古楽の愉しみ（国内外の実力派アーティストによる「アーリー・ミュージック」シリーズ）
- ③ ワンコインコンサート（県内音楽賞受賞等の新進気鋭の音楽家による入場料 500 円の平日昼 1h コンサート）
- ④ プロムナードコンサート（国内外実力派・人気アーティストによる低額入場料（2,000 円程度）の大ホールコンサート）
- ⑤ クリスマス・ジャズ・フェスティバル（豪華アーティストが贈るジャズの劇場ならではのスペシャル・ウィーク）
- ⑥ 『1hour シアター』（中ホール独自企画。1 時間～1 時間半の公演（コンサート、ダンス、トークイベント、「はじめての・・・」シリーズ））
- ⑦ 『朗読劇』（中ホールオリジナル企画で親しみやすくハイレベルの朗読劇）
- ⑧ バレエ・ダンスシリーズ（堀内元氏作品などのバレエ、コンテンポラリーダンスなど世界的アーティストによる多彩で意欲的な公演）



平山素子ストラテジイスター・イブニング

## III 目標 ハイレベルでの安定運営継続への基盤づくり ～県民の溢れるニーズに応え精一杯がんばり続けたい～

年間目標設定／<sup>①</sup>主催公演 300 本 <sup>②</sup>同入場者 30 万人 <sup>③</sup>ホール稼働 300 日 <sup>④</sup>経営規模 30 億円

- (1) ソフト イベント総数 700 本 来館者総数 80 万人ペース!!  
<sup>①</sup>質・量（レベル・ボリューム）の確保、<sup>②</sup>定番・新鮮さ（レギュラー・フレッシュ）のバランスで主催公演 300 本  
 ※ 通常年度への移行にあたり事業展開のベースとなる県費は 5 億→3.5 億となっているが、スタッフの総力を挙げて、質・量ともに開館記念期間に匹敵するラインナップ揃えて継続し、幅広い県民（ファン）の期待に応え続けたい。
- (2) 収支バランス 長期見通、赤字を発生させない自律性、新財源獲得努力  
 ※ 事業収入 10 億を目標（全体収支ベース 30 億で、県費：運営収入概ね 1：1 を目指し続けたい）
- (3) 運営組織安定 <sup>①</sup>優れた育成人材活用（専門スタッフによる運営体制維持）・常に活性化、<sup>②</sup>独立運営、<sup>③</sup>危機管理（現場責任・即応体制）
- (4) ハード <sup>①</sup>安全な施設運営（事故未然防止）、早期計画的補修による効率化  
<sup>②</sup>高稼働（稼働率 90% 超）の施設・設備を支えるため大規模・長期修繕計画策定

“世界に開かれ地域に愛される劇場” “日本一のお客様に支えられ元気で賑やかな劇場” ⇒ “お客様(多くの県民)とともに成長し挑戦し続ける劇場”であり続けたい

### 開館後5年間の成果

- 開館記念期間(H17～19年度)と遜色のない実績を通常年度(H20～21年度)も維持
  - ・ 年間約660公演(H21 主催315・貸館346) 普及イベントを含め年間800近い催し
  - ・ 主催公演入場率85%超、主催公演満足度95%超 → ソフトへの信頼
- 開館5年というハイスピードで公演入場者数250万人を達成(H22.10.2)
  - ・ 主催公演30万人を含む公演入場者数約50万人/年(普及イベント等も含め来館者数約80万人/年)
  - ・ 高い県民比率(70%)、新しいファン発掘 → 熱心な層形成(10回以上のリピーター率45%)
  - ・ 高い施設稼働率(H21 平均97.3%、年間稼働日数300日) → ハードへの信頼
- 県長期収支枠組(フレーム:事業展開・施設運営)堅持をベースに収支均衡により特色発揮、安定・継続的運営(事業規模・稼働施設) → 年間 経営規模30億円、ホール稼働日数300日

[トピックス] 開館5周年記念ガラ・コンサート(H22.10.2)

### 1 芸術監督企画によるプロデュースオペラの成功

新たなオペラファンを開拓するとともに、全国的にも異例のロングラン公演を定着させ、兵庫発(共同制作)のオペラプロジェクト「カルメン」が成功(①1カ月ロングラン15公演31千人、②世界に通じるレベル、③出演者動機付・技巧向上、④裾野拡大普及)

H17	ヘンゼルとグレーテル	3公演 (5,944人)	H18	蝶々夫人	8公演 (14,929人)
H19	魔笛	8公演 (15,683人)	H20	メリー・ウィドウ	12公演 (20,741人)
H21	カルメン	15公演 (30,618人) ※兵庫9公演 (17,757人) 東京4・愛知2公演 (12,861人)	兵庫公演における県外観客50%、初鑑賞20%		
H22	キャンディード	10公演 (16,348人) ※兵庫7公演 (11,480人) 東京3公演 (4,868人)			
(リバイバル)	H19	ヘンゼルとグレーテル 4公演 (7,651人)、	蝶々夫人 7公演 (9,820人)		
	H21	ヘンゼルとグレーテル 4公演 (7,037人)	※計6作品71公演、128,771人		



\*H21 カルメン



\*H22 キャンディード

### 2 兵庫芸術文化センター管弦楽団(愛称:PACオケ)への大きな支持と期待

- (1) 兵庫の進取・開放的風土の中で、国内外からオーディションで結集した若手演奏家(35歳以下)による、プロオーケストラとしては例のないアカデミー機能(契約期間3年)を有する「フレッシュでインターナショナルなオーケストラ」の設立・運営
- (2) 楽団ファンの定着と共に育つファンに支えられた定期演奏会 - 古典名曲から現代音楽まで幅広いプログラム -
  - ・ 1シーズン9回の同一プログラム各3公演の定期演奏会(KOBELCO大ホール)
  - ・ 定期会員数:約3,700人、楽団事業の平均公演入場率約9割
- (3) 多くのコアメンバーが国内外の楽団に羽ばたき、アカデミー機能を存分に発揮
- (4) 県内の中学1年生(全員)に本格的ホール・オーケストラ演奏に親しむ(体験)機会を提供する「わくわくオーケストラ教室」[40公演、H21:379校、50,237人(引率者・保護者等を含み54,644人)]



\*H21 第30回定期演奏会

### 3 多彩なジャンルで数多くの公演メニューを提供

- (1) メトロポリタン歌劇場、パリ・オペラ座、ウィーン・フィル、ニューヨーク・フィル、ボリショイ・バレエ団など世界トップ級の公演
- (2) 特色あるシリーズ企画(「世界音楽図鑑」、「古楽の愉しみ」等)や、プロムナードコンサート、ワンコインコンサート、1hourシアターといった低料金の公演なども多彩に展開し、「選べる楽しさ」を実現
- (3) 県民創作公演シリーズとして県民に創造活動の檜舞台を提供し、地域の文化力向上を支援  
[H17 ホラおさん茂兵衛(丹波)、H18 農村歌舞伎葛畑座(但馬)、H19 ホラ魔法の靴(神戸長田)・淡路人形浄瑠璃、H20 ミュージカル西遊記(宝塚)、H21 播州歌舞伎、H22 ミュージカル「DEAR ANNE」(宝塚)]



\*H18 メトロポリタン歌劇場「椿姫」



\*H22 アブサンス

### 4 戦略的な広報宣伝の展開によるファン獲得

- (1) 新聞・専門誌への情報発信、放送局との連携、交通広告等を通じた大胆な広域・多面的PRによるファンの発掘と裾野の拡大
- (2) 登録無料の会員制度(特典:先行予約、会員:約6万人)の運営と会員ニュースの発行
- (3) 自前のチケットオフィスでの直販による効率的なチケット販売(直販率H21 80%)

### 5 地域に愛され、親しまれる劇場の実現(普及イベント、地域連携・にぎわいづくり)



\*H20 クリスマスコンサート



\*H21 芸文センターオープニング

### 6 運営による年間の経済波及効果(生産誘発効果) ※H22 調査 担当:株式会社日本総合研究所

県内 71億円(全国145億円) [H19 調査 県内 63億円(全国128億円)]

・建設から開館後5年間(推計) 県内643億円(全国1,197億円)

・開館から5年間の運営(推計) 県内332億円(全国680億円)

[増加の主な要因]

- a. センター利用者の文化活動(舞台芸術鑑賞、DVD購入等)や付帯消費(来館時飲食等)の拡大
- b. 継続的な利用者(リピーター)の定着
- c. 利用者の地域的(居住地)広がり

### 7 受賞(栄誉ある評価) — 県民(ファン)のみなさまと共に —

- (1) 関西元気文化圏賞特別賞 [H23.1.20 関西広域機構]  
文化を通じて関西から日本を明るく元気にすることに貢献。特別賞は大賞に準じるもの  
ニューパワー賞(H20 兵庫芸術文化センター管弦楽団)に続く受賞は同一プロジェクトとして初めて
- (2) 地域創造大賞(総務大臣賞) [H23.1.21 (財)地域創造]  
地域における創造的で文化的な表現活動の環境づくり。開館5年目での受賞は最速

団体名	社団法人 日本芸能実演家団体協議会
-----	-------------------

1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。	
意見記載欄	<p>劇場・音楽堂等の名称から、公立文化会館とは異なる概念とし、主に演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能などの実演芸術の力を社会に生かしていく機関とここでは考えている。</p> <p>演劇、音楽だけでなく日本の多彩で、多様な実演芸術の機関としてイメージを広げて頂きたい。</p> <p>・全国的な状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 実演芸術の公演等の事業実施の点から考えると、市町村合併により公立文化会館の閉館や予算減により事業実施館が減少している。</li> <li>* 地方財政逼迫による事業費等の削減などを要因として鑑賞事業の小規模化。</li> <li>* その結果は、社会生活基本調査を見ると全国的にみて国民の実演芸術の鑑賞機会が減少傾向にあり、地域間格差も拡大傾向にある。</li> </ul> <p>・機関としての問題点</p> <p>公立文化会館は、地域の文化的な要求を受けて設置されて来て、これまでの地域社会の中で人々の実演芸術の享受の場として、大きな役割を果たしてきている。しかし、公立文化会館は、実演芸術の上演が可能な設備を有する施設として建設され、基本は集会所で、施設を住民に公平に提供するための「公の施設」として位置づけられている。単に施設と考える傾向があり、造営物との概念が薄い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 地方公共団体の条例の設置目的は、抽象的であり、具体的に公演など実演芸術の振興との明記は少なく、貸与が主事業である。</li> <li>* 施設貸与が住民サービスであり、公演事業を行っていても、職員の仕事は管理であり、運営組織として実演芸術振興の意識は薄い。</li> <li>* 自主事業と言う形で公演事業等が実施されているが、職員は行政からの派遣が多く、ノウハウがなく、人事異動があり、組織としての蓄積が出来ない。</li> <li>* 財団法人を設立して、柔軟な運営を可能とする道も開かれ、工夫も進んでいる会館も多いが、基本的な状況は変わらない(専門職員の雇用・事業の柔軟な展開など)。</li> <li>* 一部に目的・事業も具体的で専門職員を配置した会館も出現している。</li> <li>* 公立文化会館として一括りにはされているが、実情としては、都市の人口規模、設置者の考え方によりさまざまな設備、多様な運営がなされている。</li> </ul> <p>・制度的な問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 地方自治法で「公の施設」として規定され、利用の差別的な扱い、不当な利用制限があり、充実した公演制作のために稽古、公演などでの芸術団体への長期利用、優先利用やフランチャイズ関係の構築が困難である。</li> <li>* 「公の施設」として指定管理者制度が導入され、指定方法、期間にも問題があり、機関としてのノウハウ、人材の雇用、育成、継続が不安定で、機関としての役割を十分には果たせる状況にない。</li> </ul>

## 2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。

意見記載欄	<p>国として全国的な視野から、実演芸術の振興、実演芸術を生かした地域づくりの政策実現を行う特別法として、劇場・音楽堂の基盤整備が必要である。それは今世紀に入って行われて来た、「官から民へ」「民が担う公共」を謳った構造改革、そして「新しい公共」の流れのなかで、指定管理者制度の導入による公立文化会館に与えた悪影響を緩和し、公益法人改革を生ず、一般法に対応して、さらなる実演芸術振興のための特別法であり、文化芸術振興基本法の理念を具体化する個別法と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>* 単なる「公の施設」としてではなく実演芸術の振興の機関とする法的基盤を与える。</li><li>* 地方自治法に対する別段の定め：公の施設を外す、利用の公平性等を外す…</li><li>* 国民に、実演芸術の創造・公演と享受機会の提供する事業を行う機関とする。</li><li>* 一定の基準により、国は認定を行う。</li><li>* 劇場・音楽堂はその設置目的に沿って施設を利用して事業を進める自律的な組織とする。</li><li>* 目的を達成できる専門人材（経営、芸術、技術）の配置を義務づける。</li><li>* 目的に沿った特定の芸術団体との連携構築を可能とする。</li><li>* 自律性を担保するため、公益法人制度の組織構造、法人税、寄付金優遇税制などの利点を生かすための制度とする。</li><li>* 基本的な運営責任は、設置者である地方公共団体にあり、全国的な視点での実演芸術の振興の観点で、国は地方公共団体と協働して、自律的な機関である劇場・音楽堂を育成支援する体制をつくる。</li><li>* 劇場・音楽堂への助成は、法律による国の認定基準とは別基準で行われることが相応しい。</li></ul>
-------	---

## 3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"><li>* 劇場・音楽堂の法的な基盤整備だけで全てが解決するわけではない。</li><li>* 中期的な視点での計画と法律運用の必要性。</li><li>* 地域の伝統的な文化資源、意欲ある人材を発掘、活用していくための雇用政策。</li><li>* 都道府県レベルでの文化振興政策の奨励。</li><li>* 具体的なものとしては巡回公演への助成、人材育成などの政策。技術者育成システムを現在関係者あげて開発中、実現への協力を。</li><li>* 公立の劇場・音楽堂の概念を確立して、国立劇場群の役割見直しと充実への検討。</li><li>* 公立の劇場・音楽堂に対応して民間劇場への税制優遇策など振興策の導入。</li></ul>
-------	--

## 4. その他(自由記述)

意見記載欄	<p>支援をめぐる「新しい仕組みの導入」検討のなかで民間の非営利の芸術団体、劇場・音楽堂の運営組織への助成原則の確立と助成方法の開発、専門助成機関としてのビジョン確立、審査・評価の充実。</p>
-------	---

団体名	社団法人 全国公立文化施設協会
-----	-----------------

1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。

意見記載欄	<p>全国に、約2,200の劇場・音楽堂等(公立文化施設)が設置されており、舞台芸術や音楽芸術、伝統芸能等の鑑賞、地域住民の活動や交流の場として活用され、規模の大小はあっても現在約1,700ある都道府県と市区町村各圏域・地域における舞台芸術文化の拠点施設として機能しています。</p> <p>しかし、こうした施設には、図書館や博物館のような法的基盤がないことから、設置者の意向や環境によって不安定な運営を余儀なくされています。バブル崩壊後の景気低迷が続く中で自治体の財政難の影響等により、経費が削減され、運営体制や事業の見直しなど厳しい状況に置かれているところもあります。特に2003年に指定管理者制度が導入されて以降、民間参入によりサービスの向上や効率化が進む一方で、行き過ぎた経済効率性が求められ、施設運営や人材育成、事業実施の面での弊害が指摘されており、公立文化施設の運営のあり方は大きく変化しています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、地域の芸術文化施設の本来の役割と目指すべき方向を明確にするために、制度的な仕組みを導入すべき時期にあると考えます。</p>
-------	---

2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。

意見記載欄	<p>○我が国の劇場・音楽堂(公立文化施設)は、地域に密着したコミュニティ文化施設から創造発信型施設まで多彩で特色ある拠点施設が多く点在し、それぞれの地域文化の特性が活かされた事業を展開しています。法的基盤整備にあたっては、対象となる施設を画一的に選別するのではなく、この豊かで多彩な拠点施設のオリジナリティが一層発揮されるような方向が重要であり、以下のように考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域の文化施設の果たすべき役割や使命を明確に示すこと</li> <li>②文化芸術の受け手である全国津々浦々の国民の視点に立った法整備であること</li> <li>③地域の文化施設の設置主体としての自治体及び国が果たすべき役割と責務について明文化すること</li> <li>④地域の文化拠点施設の機能を維持発展させるために、専門人材の活用と育成の必要性を示すこと</li> <li>⑤国民への説明責任を果たす評価制度を確立すること</li> </ol>
-------	--

### 3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

<b>意見記載欄</b>	<p>法整備にあたっての現時点での留意事項は以下のようなことが考えられます。</p> <p>○法律制定の必要性をどう考えるか。:市民(鑑賞者)、施設側(大規模施設と中小規模施設)、芸術文化団体、自治体、国など、それぞれの視点から検証する必要がある。</p> <p>○法律の名称はどのようなものにするか。:舞台芸術や音楽の特色と効用、文化施設の機能と存在意義、地域社会の活性化への貢献、文化施設の役割・使命などの観点から検討(劇場法という名称は一部の機能に限定しすぎるため避けるべき)</p> <p>○法律の目的は何か。:一部の大規模施設を選別して支援する仕組みの法律であってはならない。創造発信性の充実強化を後押しすることも重要であるが、取り組みが弱い施設の活性化を図り、積極的な工夫と努力を促すような法であるべき。</p> <p>○施設の機能を十全に発揮するために、必要な責任者と職員の範囲と配置はどのように規定するか。:経営責任者、芸術責任者(創造発信施設では必置)、技術責任者、アートマネジメント人材などが考えられるが、施設の規模、性格によって柔軟性をもたせる配慮が必要と思われる。</p> <p>○必要な職員等の資格についてどのように規定するか。:各責任者はキャリアと実績重視、専門家として相当年数経験を積んだ人材と判断されるため、資格試験は不要、アートマネ人材は経験とともに、将来的には認定検定試験や公的機関の講習受講等を検討すべきと思われる。</p> <p>○その他、人材育成・研修等、法律の対象施設の認定と評価、設置・運営・安全基準、国、地方自治体の責務などについて、様々な観点から慎重に検討する必要がある。</p>
--------------	---

### 4. その他(自由記述)

<b>意見記載欄</b>	<p>○法整備は、文化芸術振興基本法に基づく舞台芸術分野の振興と拠点施設整備等に関する個別法という性格になると思いますが、第一義的には全国の公立文化施設全体に及ぶ基本的要件と施設や活動類型に応じた付加機能基準について規定することが重要であり、最初から財政支援と連動した法整備であるべきではないと考えます。国の財政支援については、法制度と密接に関連する事項ではありますが、法整備とは切り離して検討する必要があると考えます。</p>
--------------	--

団体名	財団法人 地域創造
-----	-----------

1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。	
意見記載欄	<p>厳しい財政状況の中で、地方公共団体における芸術・文化事業予算の確保、公共ホールの自主事業の実施が大変厳しい状況にある。また、指定管理制度が導入されたところでは、民間のノーハウの活用や経費の効率的使用が進む一方で、指定管理期間を超えた事業の企画が難しくなるとともに、必要なスタッフについても、任期付き任用や非常勤での雇用に移行せざるを得なくなっているところもある。地方の公共ホールにおいては、芸術・文化の専門的人材が不足している。以上のような厳しい状況の中ではあるが、公共ホールとして、住民に身近な場所で、質の高い芸術・文化事業を企画し、実施していくことが求められている。</p>

2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。	
意見記載欄	<p>住民の身近で芸術・文化を企画し、実施すること、そのことで多くの住民の皆さんに質の高い芸術・文化に親しんで頂くことが何より重要と考える。そのためには、住民に身近な市町村ホールの支援、育成が必要である。地域において中核となる劇場・音楽堂等を都道府県単位で育成して、都道府県内の拠点とし、都道府県内の市町村ホールに対する人材育成の支援、財政支援を行うことが望まれる。中核となる劇場・音楽堂等が同一都道府県内の市町村ホールの実施事業の企画や支援を行うことにより、住民に身近な場所で、質の高い芸術・文化事業を企画し、実施していくことが可能となる制度が必要である。</p>



3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

意見記載欄	芸術・文化は本来自主的に取り組まれるべきものである。「登録制度」「資格制度」「支援」という形での、制度や資格の義務付けには慎重に対応すべきである。公共ホールに必要な、芸術・文化分野の専門的人材の育成については、地域の中核的な劇場・音楽堂におけるものだけでなく、国においても、直接、必要な中核的人材の養成を行うべきである。
-------	--

4. その他(自由記述)

意見記載欄	国全体の文化政策として国が行うべきもの、例えば、芸術・文化事業を担う中核的な人材の育成や芸術・文化事業に対する財政支援等と、地域の実情に応じて地方団体が行うべきものとの区分、すなわち、国と地方の役割分担について検討する必要がある。公共ホールは、芸術・文化事業を行うだけでなく、地域活動の拠点として、いわば「地域の広場」的な役割を持っているのであり、その運営については、設置自治体の意向、首長のリーダーシップを尊重すべきである。(財)地域創造は、地方団体が行うべきものについて、共同で事業を実施している。現状において最大の課題と考えるのは、厳しい財政状況の中で、地域において中核となる劇場・音楽堂等が育つ前に、多くの市町村ホールにおいて、自主事業の火が消えてしまうことがないかという心配である。
-------	--

平成 23 年 2 月 2 日  
(財) 地域創造 下河内 司

「平成 19 年度 地域の公立文化施設実態調査」  
(平成 20 年 3 月財団法人地域創造)を踏まえた課題

1. 調査対象

(1) 調査対象は、「公の施設」である公立文化施設のうち、「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」、及びそれらを含む「複合施設」である。

本調査では、実態に即した現状を把握するため、芸術文化を設置目的とする公立文化施設だけでなく、現に舞台芸術公演や美術作品展などの場となっている公の施設も調査対象施設としている。例えば、公民館や体育館であっても、舞台設備等を有して舞台芸術公演が行われていれば「その他ホール」に該当する。

※「専用ホール」とは、コンサートホール、劇場、多目的文化ホール、能楽堂、オペラハウス、映像ホールなど、舞台芸術の公演等を主用途とする施設。

「その他ホール」とは、舞台芸術以外の利用を主用途とする施設（アリーナ、体育館、メッセ、国際会議場、公民館等）で、舞台及び客席（可動式を含む）や舞台設備等を有し、現に舞台芸術の公演を行う施設。

(2) 施設内容

延べ施設数4,183 施設における施設内容別内訳をみると、「専用ホール」が1,254 施設（構成比30.0%）、「その他ホール」が2,029 施設（48.5%）で、ホール合計で3,283 施設となり、延べ施設数全体の78.5%を占める。「美術館」は664 施設（15.9%）、「練習場・創作工房」は236 施設（5.6%）となっている。

■本調査対象施設数 : 3,944 館、延べ 4,183 施設 (1,785 団体からの回答による)

本調査対象施設の施設内容別内訳

	館数	延べ施設数	ホール			美術館	練習場・創作工房
			専用ホール	その他ホール	ホール計		
本調査対象施設	3,944	4,183	1,254	2,029	3,283	664	236
うち、有効回収施設	3,683	3,908	1,211	1,863	3,074	617	217

(3) 管理運営形態別、設置主体別の施設内容

次に、延べ施設数4,183 施設における施設内容別内訳を管理運営形態別、及び設置主体別にクロス集計した結果を示す。

管理運営形態別にみると、直営施設では専用ホールの構成比が22.5%と、指定管理施設

における専用ホール構成比43.2%に比べて低くなっているのが特徴である。

設置主体別にみると、都道府県施設では美術館の構成比が31.4%と、政令市の10.8%、市区町村の15.1%に比べてかなり高く、また、その他ホールの構成比が低いのが特徴である。

### ■管理運営形態別、設置主体別の施設内容

管理運営形態別、設置主体別施設内容(延べ施設数、%)

	延べ 施設数	ホール		ホール計	美術館	練習場・ 創作工房
		専用 ホール	その他 ホール			
計	4,183	1,254	2,029	3,283	664	236
(%)	100.0	30.0	48.5	78.5	15.9	5.6
管理運営形態別						
直営施設	2,676	603	1,489	2,092	454	130
(%)	100.0	22.5	55.6	78.2	17.0	4.9
指定管理施設	1,507	651	540	1,191	210	106
(%)	100.0	43.2	35.8	79.0	13.9	7.0
設置主体別						
都道府県施設	290	86	91	177	91	22
(%)	100.0	29.7	31.4	61.0	31.4	7.6
政令市施設	315	98	158	256	34	25
(%)	100.0	31.1	50.2	81.3	10.8	7.9
市区町村施設	3,567	1,065	1,775	2,840	538	189
(%)	100.0	29.9	49.7	79.6	15.1	5.3
広域行政施設	11	5	5	10	1	0
(%)	100.0	45.5	45.5	90.9	9.1	0.0

### 2. 有効回収施設の概況

本調査対象施設の3,944館、延べ4,183施設のうち、調査票の有効回収があったのは、3,683館、延べ3,908施設である。

有効回収延べ施設数3,908施設の施設内容別構成比は、ホール78.7%（専用ホール31.0%、その他ホール47.7%）、美術館15.8%、練習場・創作工房5.6%である。

### ■施設内容

有効回収施設の施設内容(延べ施設数、%)

	延べ 施設数	ホール		ホール計	美術館	練習場・ 創作工房
		専用 ホール	その他 ホール			
本調査対象施設	4,183	1,254	2,029	3,283	664	236
うち、有効回収施設	3,908	1,211	1,863	3,074	617	217
(%)	100.0	31.0	47.7	78.7	15.8	5.6

### 3. 劇場・音楽堂等との関係で、「専用ホール」の状況

#### (1) 設置主体、管理運営形態

専用ホール全体1,211に対する、設置主体別構成比で見ると、都道府県86施設(7.1%)、政令市94施設(7.8%)、市区町村1,026(84.7%)等となっており、管理運営形態別構成比で見ると、直営580施設(47.9%)、指定管理631(52.1%)となっている。

#### ■設置主体、管理運営形態

設置主体別、管理運営形態別/施設内容内訳(%)

	専用ホール 全体	設置主体別				管理運営形態別	
		都道府県	政令市	市区町村	広域行政	直営	指定管理
施設数	1,211	86	94	1,026	5	580	631
(%)	100.0	7.1	7.8	84.7	0.4	47.9	52.1

→[課題] 芸術監督やプロデューサー等の雇用、周辺ホールへの支援について、設置自治体及び議会に対する説明と理解が必要であり、管理運営形態として、指定管理制度が既に導入されている場合には、とりわけ指定管理料の増額についての説明、理解が必要となる。

※地域創造で実施した「平成22年度地域の公立文化施設の現状把握調査(未定稿)」では、指定管理がさらに進み、直営が33.1%、指定管理64.7%(うち公募型36.8%、うち非公募型27.9%)となっており、指定管理が3分の2近くにまでなっている。

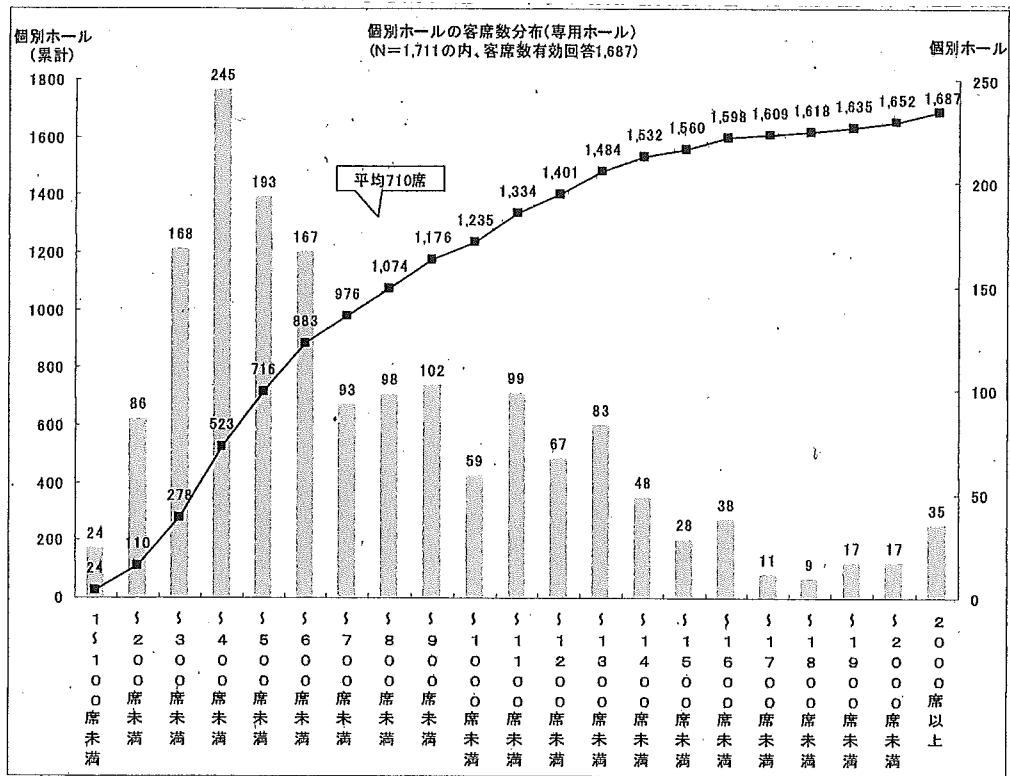
(2) 個別ホールの概要

専用ホール施設内における個別のホールのことを、本調査では「個別ホール」と称する。(例えば「大ホール」と「小ホール」がある場合、個別ホールの合計数は2となる。)以下、個別ホールの延べ回答数(1,711)の集計結果を示す。

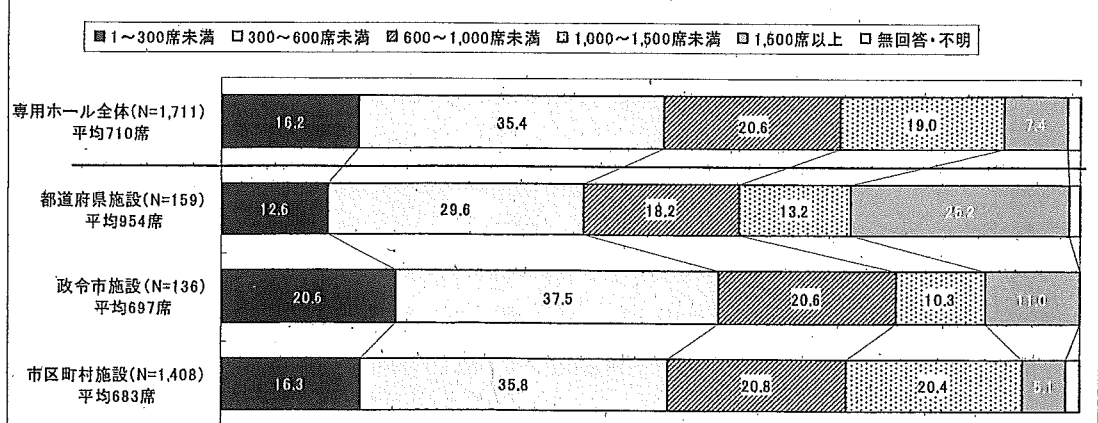
- ① 個別ホール全体の平均客席数は710席。このうち、都道府県施設では客席数の多い個別ホールの割合が高く、平均値(954席)も大きい。政令市施設と市区町村施設は平均客席数では差異が少ないが、分布構成比を比較すると、政令市では300席未満の小さな個別ホールと1,500席以上の大きな個別ホールがいずれも多い。

■個別ホールの客席数

個別ホールの客席数分布(個別ホール数)



個別ホールの客席数(専用ホール)(設置主体別)(%)

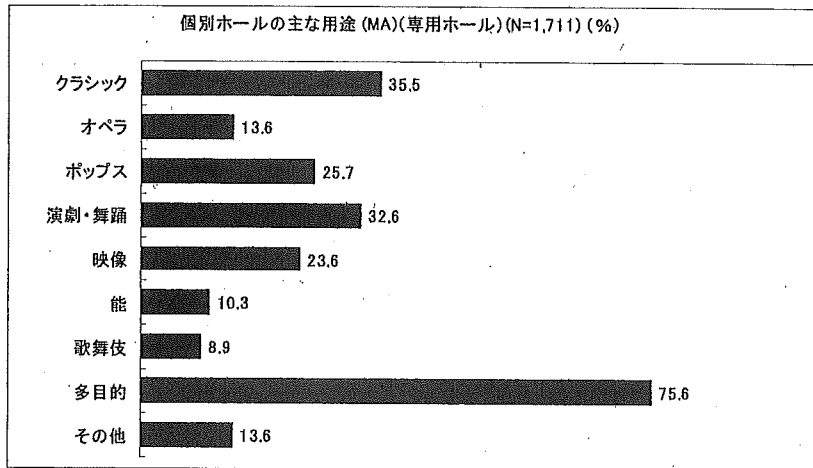


## ② 個別ホールの用途

個別ホールの主な用途を複数回答で尋ねたところ、専用ホール全体では「多目的」が75.6%で最も多い。ほかには「クラシック」(35.5%)と「演劇・舞踊」(32.6%)が全体の3分の1、「ポップス」(25.7%)と映像(23.6%)が4分の1である。「オペラ」(13.6%)、「能」(10.3%)、「歌舞伎」(8.9%)を主な用途とする個別ホールは1割前後である。これを設置主体別にみると、市区町村施設では「多目的」が78.2%で、都道府県施設(60.4%)や政令市施設(65.4%)に比較して多い。都道府県施設では、全体では少な目の傾向にある「オペラ」20.8%、「能」14.5%、「歌舞伎」12.6%が、やや多い傾向にある。

### ■ 個別ホールの用途

個別ホールの主な用途(MA)(%)



	調査数	クラシック	オペラ	ポップス	演劇・舞踊	映像	能	歌舞伎	多目的	その他	無回答・不明
専用ホールの個別ホール全体	1,711	35.5	13.6	25.7	32.6	23.6	10.3	8.9	75.6	13.6	1.5
都道府県施設	159	39.0	20.8	23.3	39.0	20.1	14.5	12.6	60.4	20.8	0.6
政令市施設	136	38.2	11.0	21.3	35.3	15.4	9.6	5.1	65.4	13.2	0.7
市区町村施設	1,408	34.9	13.0	26.3	31.7	24.7	9.8	8.9	78.2	14.6	1.7

→[課題] 専用ホールについては、音楽、演劇など複数の用途を持っていたり、多目的の施設が多く、この劇場は演劇の中核的あるいは重点的劇場、この音楽堂は音楽の中核的あるいは重点的音楽堂と整理することができないものもある。

### (3) 施設の運営

#### ① スタッフ数

兼務も多く、雇用形態が複雑なため正確なスタッフ数を把握することは困難だが、業務量に応じて人数を按分する方法で、職種や雇用形態のスタッフが在籍している施設に回答を求めた。

その結果、専用ホールのスタッフ数の合計は、有効回答率79.9%で平均10.2人となった。職種別では、事業系スタッフは7割超の施設に平均3.1人が在籍していると推定される。同様に、施設管理系スタッフは9割超の施設に平均4.2人、舞台技術系スタッフは7割超の施設に平均3.0人、総務系その他スタッフは7割超の施設に平均2.7人が在籍する。雇用形態別では、正規職員は9割超の施設に平均4.8人、非正規職員は7割超の施設に平均3.9人、出向・派遣・その他職員は5割超の施設に平均5.2人が在籍する。

設置主体別では、スタッフ合計と事務系スタッフ平均人数は、都道府県施設が最も多い。※「事業系」とは、鑑賞、創造、普及、市民参加型等の事業、及び広報・営業等を担当する者。芸術系専門職の館長、芸術監督等を含む。

#### ■スタッフ数

平均スタッフ数／推定在籍率(専用ホール全体)

専用ホール全体 (1,211施設)	スタッフ 合計	【職種別】 <sup>10</sup>				【雇用形態別】 <sup>11</sup>		
		事業系 スタッフ	施設管理系 スタッフ	舞台技術系 スタッフ	総務系 スタッフ・他	正規職員	非正規職員	出向・派遣 ・その他
平均人数 <sup>12</sup>	10.2人	3.1人	4.2人	3.0人	2.7人	4.8人	3.9人	5.2人
有効回答数 <sup>13</sup>	968	711	896	714	694	919	720	536
推定在籍率 <sup>14</sup>		73.5%	92.6%	73.8%	71.2%	94.9%	74.4%	53.1%

スタッフ数合計の平均／事業系スタッフの平均(設置主体別)

	スタッフ合計		事業系スタッフ		
	有効 回答数	平均人数	有効 回答数	平均人数	推定 在籍率
専用ホール全体(1,211施設)	968	10.2人	711	3.1人	73.5%
(設置主体別)					
都道府県施設(86施設)	81	21.7人	70	6.2人	86.4%
政令市施設(94施設)	64	17.9人	49	5.5人	76.6%
市区町村施設(1,026施設)	818	8.4人	587	2.6人	71.8%

スタッフ数合計の平均(主要個別ホールの客席数別)

スタッフ合計	平均 人数	有効 回答数
専用ホール全体(1,211 施設)	10.2 人	968
(客席数別) * 主要個別ホール(一カ所)の客席数による区分		
600 席未満(440 施設)	5.6 人	352
600~1,000 席未満(317 施設)	8.3 人	243
1,000~1,500 席未満(315 施設)	12.7 人	260
1,500 席以上(125 施設)	23.7 人	106
客席数無回答・不明(14 施設)		7

事業系スタッフの平均(年間自主事業数別)

事業系スタッフ	平均 人数	有効 回答数
専用ホール全体(1,211 施設)	3.1 人	711
(自主事業数別) * 平成 18 年度実施主催事業数による区分		
1件~5件(315 施設)	1.7 人	179
6~10件(188 施設)	2.2 人	128
11~20件(201 施設)	3.0 人	153
21件以上(150 施設)	7.4 人	116
無回答・不明、H18 年度実施無(357 施設)		135

→[課題] 専用ホールのスタッフ数は少なく、しかも雇用形態が多様化しているので、一定の資格を持った者の雇用を強制することは、柔軟な管理運営ができなくなるおそれがある。

## ② 館長、芸術監督等

専用ホールの館長のうち、芸術系専門職の占める割合は、専用ホール全体では3.3%となった。都道府県施設では7.0%とやや多く、市区町村施設では2.8%とやや少ない。専用ホールにおける芸術文化領域専門職員の在任率は、芸術監督2.6%、プロデューサー4.2%、その他5.9%である。

### ■館長、芸術監督等

館長の雇用形態(%)

	館長の雇用形態(%)				館長の職種(%)
	調査数	常勤	非常勤	無回答・不明	芸術系専門職
専用ホール全体	1,211	76.1	19.5	4.4	3.3
都道府県施設	86	69.8	30.2	0.0	7.0
政令市施設	94	68.1	14.9	17.0	5.3
市区町村施設	1,026	77.4	19.0	3.6	2.8

芸術監督等の有無(MA)

専用ホール全体(N=1,211)	雇用あり				
		1人	2人	3人	
「芸術監督」の雇用	31 施設	2.6%	29 施設	0 施設	2 施設
「プロデューサー」の雇用	51 施設	4.2%	36 施設	11 施設	4 施設
「その他」の雇用	71 施設	5.9%	43 施設	14 施設	14 施設



→[課題] 専用ホールの現状からは、常勤の館長、芸術監督、プロデューサー等の芸術文化領域専門職員のいる比率は低い。常勤の芸術監督は、平成19年度当時6名（うち4名は館長兼務）だったが、平成22年度には10名（うち1名は館長兼務）となっている。また、平成22年度の常勤のプロデューサーは34名となっている。

さらに、平成22年度、非常勤の芸術監督は29名、非常勤のプロデューサーは13名となっている。

芸術文化領域専門職員の配置は、少しずつではあるが、増えてきている。

地域のアーティストを活用し、地域の芸術文化活動を活性化する館長、芸術監督、プロデューサー等に適切な人材を得ること、一方では、そうした人材にとって勤務する魅力のある地域づくりを行うことが必要ではないかと考える。

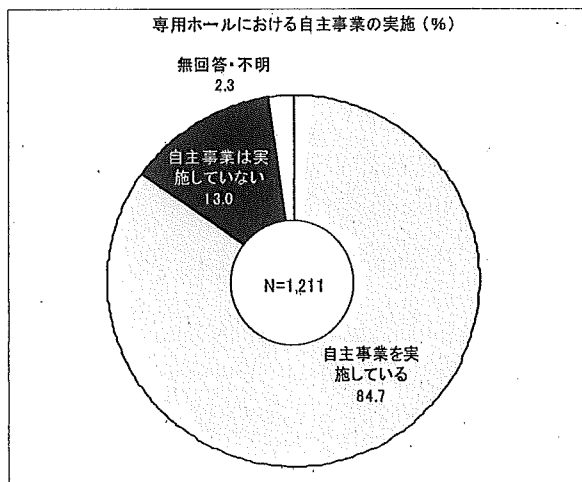
#### (4) 自主事業の状況

自主事業を実施していると回答した専用ホールは1,026 施設で、自主事業実施率は84.7%となる。また、平成18 年度に実施した実績があると回答した施設は80.4%である。これを設置主体別にみると、都道府県施設と政令市施設ではおよそ95%にのぼり、平成18 年度の実績は90%前後である。市区町村施設の自主事業実施率は82.9%で、平成18年度の実績は78.6%である。

専用ホール全体では、平成18 年度の平均自主事業数は14.0 件（自主事業数の有効回答854 サンプル19における平均値）である。これを設置主体別にみると、都道府県施設が24.7 件で最も多く、市区町村施設（12.5 件）の2 倍近い。政令市施設は19.3 件である。分布をみると、専用ホール全体では年間5 件以下の施設が36.9%を占める。

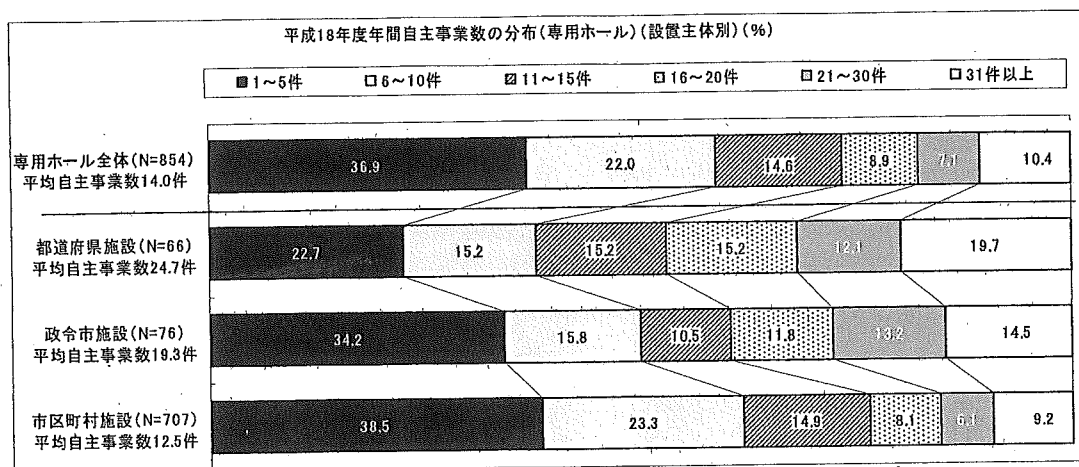
#### ■ 自主事業の実施

自主事業の実施有無(%)



	調査数	自主事業を実施している (平成18年度に実施した <sup>18)</sup> )	施設の管理運営		自主事業は実施していない	無回答・不明
			者が自主事業も担っている	施設の管理運営者とは別		
専用ホール全体	1,211	84.7(80.4)	70.7	14.0	13.0	2.3
都道府県施設	86	94.2(89.5)	88.4	5.8	4.7	1.2
政令市施設	94	94.7(91.5)	91.5	3.2	5.3	0.0
市区町村施設	1,026	82.9(78.6)	67.3	15.6	14.5	2.6

## ■自主事業数

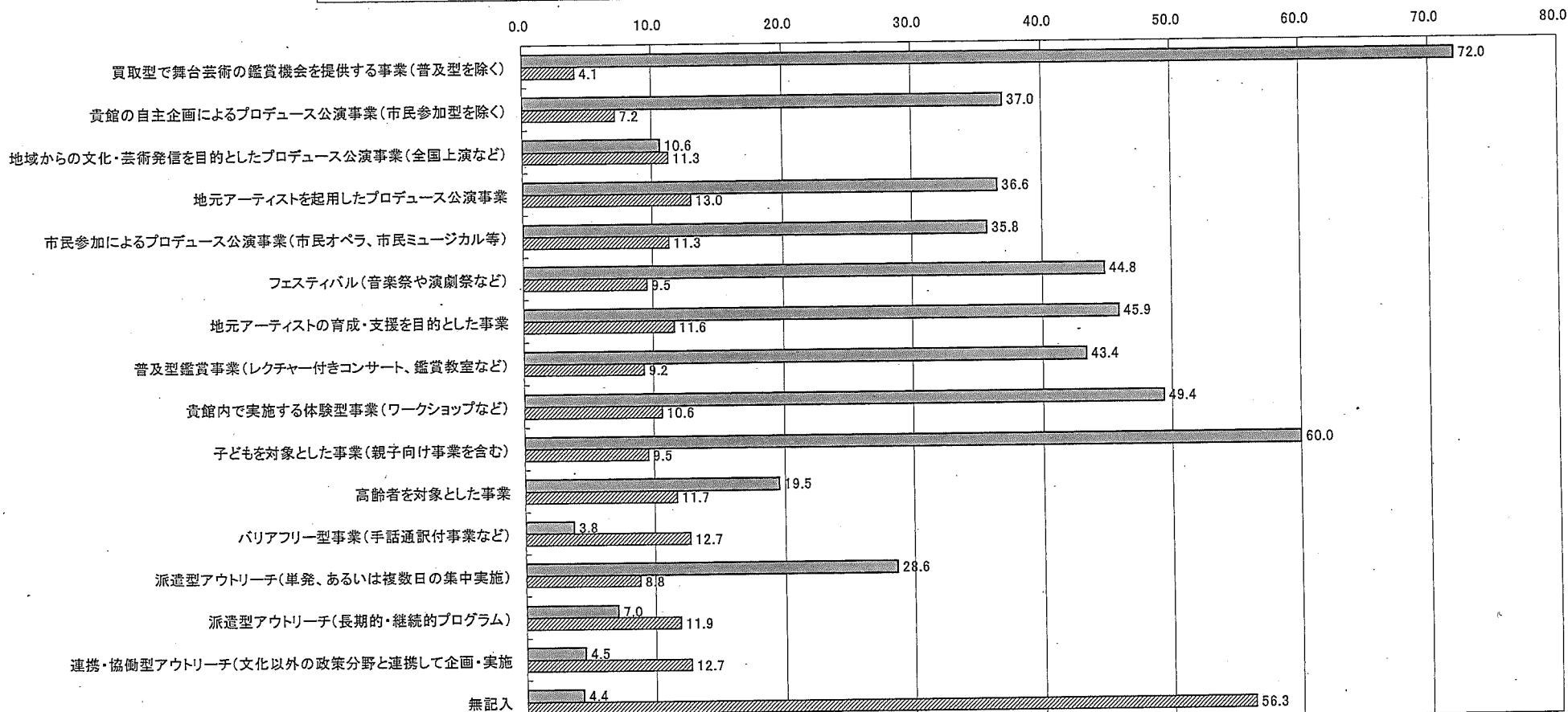


→[課題] 年間の自主事業件数5件以下というところが、専用ホール全体で36.9%、市区町村の専用ホールでは38.5%となっており、多くの専用ホールにおいて、わずかな数の自主事業しか実施できていない現状にある。都道府県施設ですら、年間の自主事業件数5件以下というところが22.7%にもなっている。こうした専用ホールへの支援が求められている。

※地域創造で実施した「平成22年度地域の公立文化施設の現状把握調査（未定稿）」において、実施した自主事業・受託事業と、今後やってみたい事業を、専用ホールに対して調査した結果は、次の通りです。

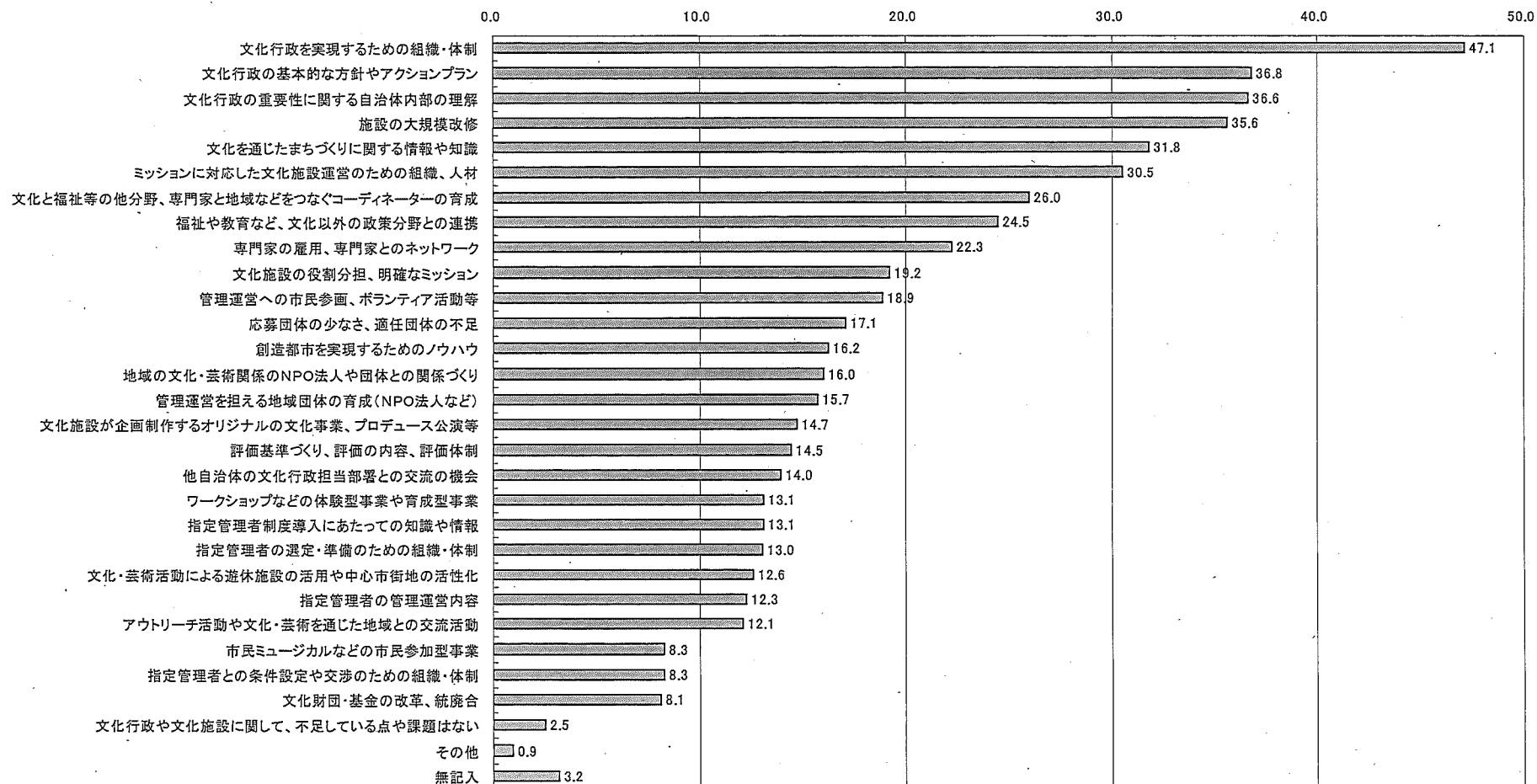
### 平成21年度に実施した自主事業及び受託事業の事業種類 興味がある、あるいは今後やってみたい事業種類

□ 平成21年度に実施した自主事業及び受託事業の事業種類【回答は 自主事業または設置主体からの受託事業実施ホール】(複数回答)  
 ▨ 興味がある、あるいは今後やってみたい事業種類【回答は 自主事業または設置主体からの受託事業実施ホール】(複数回答)



※地域創造で実施した「平成22年度地域の公立文化施設の現状把握調査（未定稿）」において、文化施設や文化施設運営について不足している点や課題について、地方公共団体の文化担当部局に調査した結果は、次の通りです。

文化行政や文化施設運営について不足している点や課題



氏名	村椿 晃(富山県生活環境文化部次長)
----	--------------------

<b>1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。</b>	
<b>意見記載欄</b>	<p>本県の文化ホールの現状は、そのほとんどは、貸し館がメインであり、従的に、館が主体となった独自の文化事業を展開している(県施設(利賀以外)のホール事業における館主催等事業シェア1.4%~9.7%&lt;H21&gt;)。</p> <p>その中で、利賀芸術公園だけは、県や指定管理者の主催・共催事業等がメインの利用となっている。</p> <p>昭和51年、利賀村に入村した演出家の鈴木忠志氏は、合掌造り建造物を活用した舞台や野外劇場などを整備して、この利賀芸術公園を鈴木氏主宰の劇団SCOTの本拠地として活動してこられたことから、これまで鈴木氏からの助言等を受けて世界演劇祭などをこの利賀芸術公園で開催してきた。</p> <p>県はこれらの利賀芸術公園における創造的な文化事業の展開に対して、芸術プロデューサーの配置や劇団SCOTへの施設の専用利用などの支援を行っている(これまでの利賀事業のあゆみ:別紙のとおり)。</p> <p>一方、利賀芸術公園以外の県立ホールは、貸し館としての利用がある程度あること(利用率60%前後)や、指定管理者たる財団において芸術プロデューサー等も配置されておらず、自主企画事業を多く展開する人材的な余裕もないことなどの理由から、館主催・共催事業は少ない状況である。</p> <p>(今回、このような検討会が開催されているように、)今後の国の支援の方向は、劇場・音楽堂が単なる貸館にとどまらず、舞台芸術の創造・発信に力を入れることが求められていることを鑑みると、本県の各ホールの果たすべき役割や機能、また、その位置づけについてあらためて明確にすべきではないかと考える。</p>

<b>2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。</b>	
<b>意見記載欄</b>	<p>まずは、現状の指定管理者制度導入に伴う弊害というか、課題を早急に解決すべきではないかと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 効率化、経費削減への偏重</li> <li>ii) 事業の継続性への懸念</li> <li>iii) 地域とのつながり・ネットワークの蓄積や継承への懸念</li> <li>iv) 人材の雇用・育成への懸念</li> </ul> <p>などが指定管理者制度導入に伴う課題と考えられる。</p> <p>これらの課題に対する改善策を検討し、実施していくべきでないかと考える。</p> <p>例えば、①金額以外の事業評価制度の確立(i)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②指定管理期間の延長(5年→10年とか)(iv)、</li> <li>③指定管理者が変更した場合でも、専門職員の雇用継続の確保(ii、iii、iv)</li> </ul> <p>などが思い浮かぶ。</p>

3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

<p>意見記載欄</p>	<p>劇場・音楽堂等の制度的な在り方については、本検討会も含め、劇場の分類化(芸術創造中心、鑑賞機能中心、地域住民支援中心、単なる集会施設)や専門人材の配置などや、劇場法の制定を見据えた議論がされているようであるが、これらにより、劇場が活性化されることは非常に良いことだと思う。</p> <p>しかし、国や自治体が劇場に対して何らかの支援を行うこととなるので、劇場を利用するなり、劇場で鑑賞するなりの国民にどれだけの利益等(地域振興、雇用確保など)があるかを示すなどして、国民が幅広く議論できる雰囲気づくりをされたらどうかと考える。</p>
--------------	--

4. その他(自由記述)

<p>意見記載欄</p>	<p>国において、入場者数などの数字でなく、利賀のような世界に通用する質の高い活動をきちんと評価していただけるような支援制度を検討していただきたい。</p>
--------------	--

- 1976年（昭和 51） SCOT（元早稲田小劇場 鈴木忠志氏主宰）が入村し、演劇活動を開始
- 1982年（昭和 57） 日本初の世界演劇祭「第1回利賀フェスティバル」開催
- 1988年（昭和 63） アメリカ4劇団合同制作「リア王」を利賀で稽古、全米各地で上演の後、利賀フェスティバルで公演
- 1994年（平成 6） 合掌文化村が「富山県利賀芸術公園」として県立化
- 1995年（平成 7） 第1回「利賀新緑フェスティバル」開催
- 2000年（平成 12） 第1回「利賀サマー・アーツ・プログラム（※1）」開催
- 2001年（平成 13） 第8回「BeSeTo 演劇祭（※2）」を利賀で初めて開催
- 2002年（平成 14） 第1回「春の利賀フェスティバル」開催
- 2004年（平成 16） 第11回「BeSeTo 演劇祭」開催  
モスクワ芸術座の俳優が利賀で稽古、モスクワ芸術座で「リア王」上演
- 2005年（平成 17） 夏の世界演劇祭「利賀フェスティバル」が6年ぶりに復活  
モスクワ芸術座の俳優による「リア王」を利賀で上演
- 2006年（平成 18） 「舞台芸術特区TOGA（※4）」認定  
河合隼雄文化庁長官が来県、記念文化講演を開催  
「日露文化フォーラム（※3）」開催
- 2007年（平成 19） ロシアのタガンカ劇場（モスクワ）との共同で「エレクトラ」を制作、利賀及びタガンカ劇場で上演  
「人事院国家公務員幹部研修」（～平成 20）を利賀で開催
- 2008年（平成 20） 韓国の劇団との共同で「エレクトラ」を制作、利賀及び韓国で上演
- 2009年（平成 21） 韓国の柳仁村文化体育観光部長官が利賀を訪問、シンポジウムに出演
- 2010年（平成 22） 近藤誠一文化庁長官が利賀を訪問。

※1 利賀サマー・アーツ・プログラム：演出家コンクールや中学、高校、大学生をそれぞれ対象とした教育プログラムなど人材育成を中心とした事業を展開。

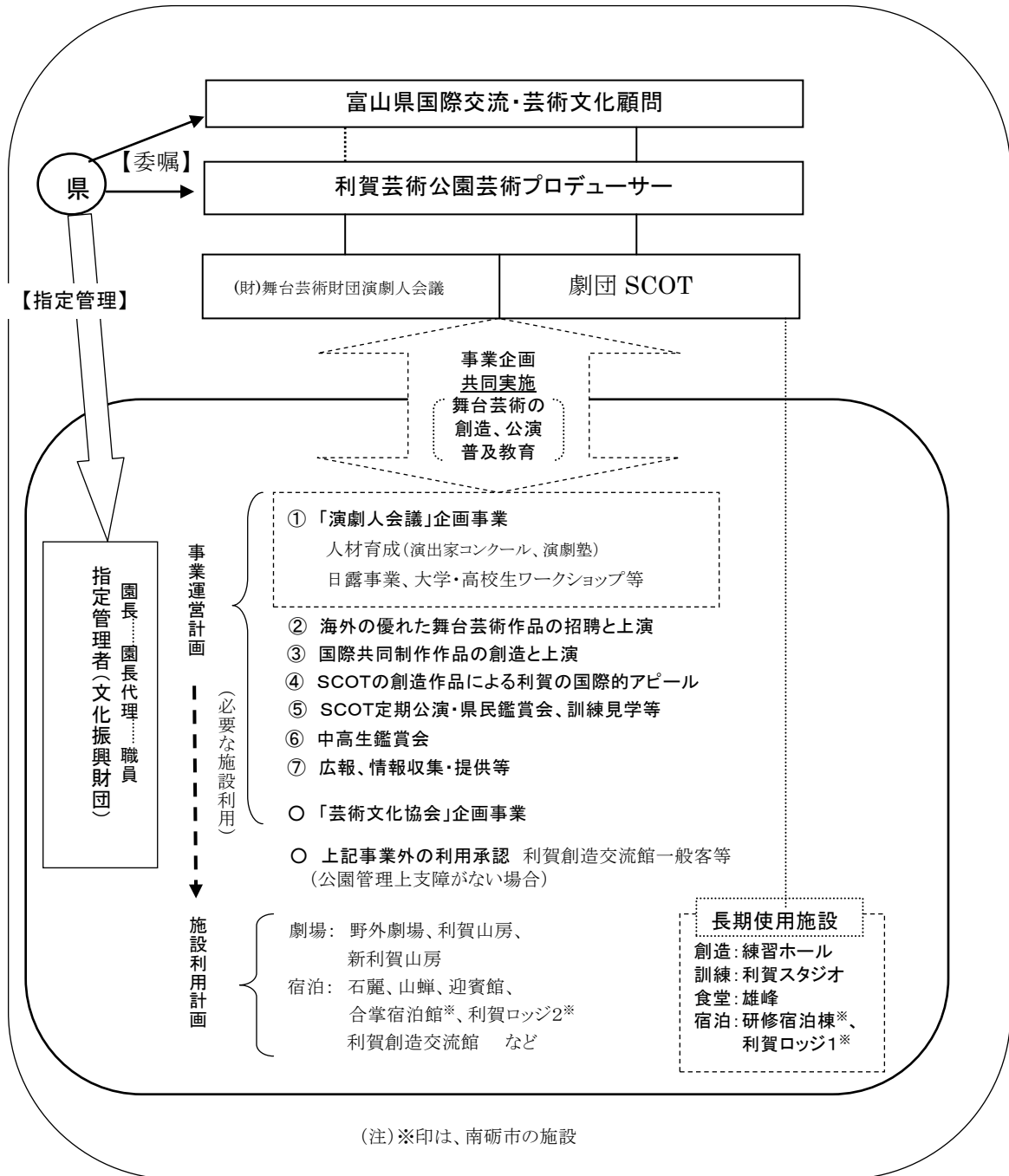
※2 BeSeTo 演劇祭：BeSeTo とは、首都である、Beijing（北京）、Seoul（ソウル）、Tokyo（東京）の頭文字。日本・中国・韓国の共同の演劇祭として3カ国の持ち回りで1994年より毎年開催。

※3 日露文化フォーラム：2001年鈴木忠志氏とプーチン大統領との会談が契機となり、日本とロシアの文化芸術の幅広い交流を促進しようとするロシア側の呼びかけにより2004年に設立。2006年に富山において第4回委員会を開催し、利賀をはじめ県内各地で、現代美術展や演劇・バレエなどロシアの現代舞台芸術の上演を行った。

※4 舞台芸術特区TOGA：全国初の芸術特区に認定され、誘導灯の撤去が可能となった。20年4月に規制特例措置が全国展開し、利賀の劇場に適用された規制緩和が全国の劇場等に広がった。



# 富山県利賀芸術公園の体制



## 劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会：団体等ヒアリング【意見提出様式】

<b>団体名</b>	日本舞台音楽家協会
------------	-----------

※「意見記載欄」は適宜増減いただいて結構です。

<b>1.劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。</b>	
<b>意見記載欄</b>	<p>劇場・音楽堂とは、公民を問わず全国各地にある文化会館ではなく、舞台芸術の振興及び発進の拠点となる機能を持ち、地域経済活性化の一助となれる機関だと認識している。舞台芸術の振興に関しては、長年様々な手段がとられて来たが、公共の劇場や音楽堂では専門の人材を配置している機関は少なく、配置されていても人員が足りず管理だけで公演の助けにはならない劇場がほとんどだ。また、他の職域からの配置や定期異動、指定管理者制度の影響もあり、舞台スタッフの育成は疎か、ノウハウの蓄積や継承もままならなかったということだ。発信については、近年「創造する劇場」とスタンスを変えて来ているが、その具体的な活動が地域住民にとって納得・支持できる内容なのかどうかを検証するすべがない。また、地域経済活性化の一助になるという積極的姿勢も、スポーツ振興に比べ格段に低いと言わざるを得ない。つまり、普遍的な役割が今もって完全に担い切れていない、というのが現状ではないか。</p>

<b>2.劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。</b>	
<b>意見記載欄</b>	<p>一般社会から見ると、スポーツの振興が市民へのフィードバックや地域の経済活性化に結びつくことが、市民から見て判り易く支持されやすいのに対し、文化振興の活動は、それそのものが多種多様であることもあって、市民から見て判り難く、よって支持されるのはどうしてもスポーツの次になってしまう。それはそのまま予算の確保にも影響しているといえる。</p> <p>文化振興が市民にとって判り易い還元のされかたをしなれば、いくら文化芸術の素晴らしさを謳っても支持には結びつき難く、予算枠の拡大には結びつかないことから、舞台音楽家の目線で下記の提案をします。</p> <p>文化芸術の発信について</p> <p>近年、公共の劇場が「創造する劇場」を標榜し、芸術監督を招聘し個性的な企画を実行しています。文化芸術の観点からは価値のある素晴らしい創造活動ですが、それら一連の活動がはたして市民にとって、地域にとって有意義なものであったのかを検証するのは難しいことです。まして、観客動員数で評価できるものではないことは自明の理です。</p> <p>劇場や音楽堂の自主企画公演は、いくら質の高い作品でも、興味のない市民にとってはただの「打ち上げ花火」です。公演が終わってしまえば後に何も残りません。</p> <p>これを有意義な物にするために、技術の立場、音響の立場から貢献出来ることとして、「ネットワーク、サーバー、アーカイブ」というキーワードを提示します。</p> <p>劇場や音楽堂は言うまでもなく、「訪れる」ことに価値がある場所です。出演者と観客が時間と空間を共有することで生まれる芸術である事は論を待ちません。</p> <p>その大前提を踏まえた上で、「来たくても来れない」人々に対しての、ネットワークの活用です。</p> <p>例として、病院やホスピス、老人ホームなどとネットワークで繋がれ、劇場が企画した落語などの公演が、リアルタイムで配信されます。NGNネットワークであれば、等身大ディスプレイとサラウンド音声で、臨場感のある上映が可能です。そしてそれが「ほんとは劇場に行きたいのに行かない」市民への、還元となります。</p> <p>これは決して「だから劇場へ行かなくてもいい」ではなく、「いつか劇場へ行って観てみたい、聴いてみたい」と思ってもらえる、劇場や音楽堂の本質を崩すことのない運用です。</p> <p>また、公演は全て記録されアーカイブ化されて、希望する市民の方にはいつでも配信されます。公演記録の映像データ、音声データ、台本やスコア、美術、衣装、照明卓や音響卓のデータなどもすべてアーカイブ化されます。それらはすべて、市民の財産であり、学校などで自由に閲覧／使用を可能にします。</p> <p>ここまでやってはじめて、劇場・音楽堂の自主公演は市民のものとなり、還元されていることが目に見える形で判り易く伝わります。それが、文化芸術活動の発信、支持につながると思います。</p> <p>技術スタッフの人材や設備、資金、配信先の選定などが必要です。まずは、国立・公立劇場や音楽堂からある一定の基準で認定した機関ではじめ、徐々に計画的に地域の拠点となる劇場等に広めていくことを提案します。</p> <p>地域経済活性化の一助</p> <p>親から子、子から孫へと続く、親子でリーズナブルに鑑賞できる質の高い公演の企画や、開かれた劇場と地域商店街との連携などが望まれる。そして、地域の小中高すべての子供たちに鑑賞の機会を与え、劇場の見学や舞台技術入門などの企画を通じ劇場を身近なものにすることも大切。また、劇場や音楽堂の立地も見直す街造りや再生など、長期的視野に立ったインフラの整備も必要だと思います。</p>

## 3.劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

意見記載欄	<p>全国の劇場や音楽堂で、公立には公文協という横のつながりを取り持つ組織があるが、民間ホールでは、2004年の全国ホール協会解散を機に情報交換の場が全く無くなってしまっている。公民一体で舞台芸術や地域振興のためにどのような貢献ができるかを語れるような、新しいホール関連の協会の誕生が望まれている。何れにしても、民間ホールが蚊帳の外にならない配慮が必要だと思います。</p> <p>劇場や音楽堂の技術スタッフには、技術力と専門知識はもちろんのこと、デザイナーとしての力量も必要です。人が人を育て、創造・発信する劇場の一流の技術スタッフになっていくのです。いつ契約が切れるか分からない指定管理者制度などによる委託や一括の契約スタッフでは、人材育成や技術の継承ができません。人間の顔が見える雇用形態が必要です。また、技術スタッフの必要人員も考慮すべきでしょう、少なすぎます。</p> <p>舞台技術者の育成についても、優れた高齢技術者を指導員とするなど、高齢者雇用対策も含めた「伝え・学ぶ」という継承も大切にしながら新たな舞台技術者育成システムの実現・実行の支援と協力を願います。</p>
-------	--

## 4.その他(自由記述)

意見記載欄	
-------	--

団体名	社団法人 日本オーケストラ連盟
-----	-----------------

1. 劇場・音楽堂等の現状と課題についてどのように認識していますか。	
意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一部の公立文化施設は、芸術監督等を置いて創造、公演、普及、教育などの事業をしっかりと実施しているところもあるが、多くは単に施設の貸与と管理が主となっていて、そこには実演芸術の振興、地域文化の振興という観点は希薄である。</li> <li>●また、地方自治体の財政疲弊と相俟って導入された指定管理者制度が大きな問題となっている。直営のときは、曲がりなりにも蓄積された企画力をもとに各種事業を展開していたが、指定管理者制度に移行になってからは経費圧縮がポイントとなり事業も減少し、結果として「地域に根ざした」「特色ある」地域文化の涵養の場という、あるべき公立文化施設の姿は益々遠のくことになりつつある。</li> </ul>

2. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方についてどのように考えますか。	
意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国が、実演芸術の振興、地域文化の振興を理念とした公立文化施設のあるべき基準を示し、それを実施するところを「劇場・音楽堂」として支援し、各種優遇措置を与える。</li> <li>ひとつの要件として「文化振興のための条例」の制定も促す。</li> <li>●審査、評価等は専門家による第三機関「アーツカウンシル」が行う。</li> <li>●劇場・音楽堂は、単なる施設から専門人材も配置した機関・事業体として、地域文化の涵養の場となり地域の活性化となる拠点とすることを明確にする。</li> <li>●目的に合う芸術団体とフランチャイズ、準フランチャイズ、優先使用などの連携が図れる仕組みを構築する。</li> <li>●拠点となる劇場・音楽堂同士が、あるいは自主事業として鑑賞のみ実施するホールとのネットワーク化を行い、巡回公演を促進させる。</li> <li>●専門人材や芸術団体のリストアップを全国規模で行い、目的に合う人材、芸術団体の選択の一助にする。</li> <li>●劇場・音楽堂を中核として、地域の人々、芸術団体が三位一体となって、地域づくりとなる制度とする。</li> </ul>

3. 劇場・音楽堂等の制度的な在り方について検討するに当たって留意すべき点は何ですか。

意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"><li>●人材は中央からの派遣ということではなく、その地域で求めることを第一としつつ広く全国からも求め得るものとし、芸術監督職は有期契約制とする。</li><li>●公立文化施設はいずれもが文化の発信基地であるべきで、この制度が序列化、差別化ではなく、目的、目標、運営を明確にした役割分担による「区別化」でなければならず、地方都市の公立施設の地道な自主事業の芽を摘むことになってはならない。</li><li>●国と地方自治体が重層的に支援する仕組みとし、「中央から地方へ」ではなく、地域の活性化を主眼とする。</li><li>●民間の劇場も、前述の理念を持ち事業を展開しているところは、税制などの優遇策を与える。</li><li>●劇場・音楽堂への支援は、予算の組み替え、付け替えで実演芸術への助成を削ってということがあれば本末転倒となる。</li></ul>
-------	--

4. その他(自由記述)

意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"><li>●急速な高齢化、少子化。そして、引きこもりなど深刻な事態を抱えるわが国において、実演芸術には「聴衆の先細り」がある。一方、地方財政逼迫に関連して地域のひとびとの実演芸術の鑑賞機会は減少傾向となり地域間格差も拡大傾向にあり、益々地方の元気喪失が進んでいる。このままでは、将来の見通しは暗い。</li><li>●これを打破する芸術文化の果たす役割は、劇場・音楽堂と芸術団体が一体となって、子どもからお年寄りまで、鑑賞し参加する人を掘り起こし、呼び戻して、感動を与える努力を更に重ね続けていくことである。そのためにも劇場・音楽堂の基盤を整備し、実演芸術を振興する仕組みを具体化することが急務ではないか。</li></ul>
-------	--